

## 島田市介護サービス事業所等事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、原油価格や物価の高騰等による光熱費等の値上げの影響を受けながらも、介護サービスの安定的な提供体制の維持に努めている介護サービス事業所等を運営する者に対し、予算の範囲内において介護サービス事業所等事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 光熱費等 事業活動に伴う支出のうち、次に掲げるものをいう。

ア 電気代

イ ガス代

ウ 車両運行に係る燃料費

エ 食材料費

(2) 介護サービス事業所等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条、第8条の2及び第115条の45第1項第1号ロに規定するサービスを提供する事業所

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4及び第29条に規定する施設

ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定する施設

エ 島田市生きがい活動支援通所事業実施要綱（平成17年告示第36号）第4条に規定する施設

オ 島田市高齢者等配食サービス事業実施要綱（平成17年告示第44号）第3条に規定する事業を実施するための事業所（同要綱第4条の規定に基づき事業を受託した者である場合に限る。）

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 別表サービス種別の欄に掲げるサービスを提供する介護サービス事業所等を市内に有していること。

(2) 現に事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。

(1) 介護保険法第71条第1項本文の規定により同法第41条第1項本文の指定があったものとみなされる事業者及び同法第115条の11の規定により読み替えて準用する同法第71条第1項の規定により同法第53条第1項本文の指定があったものとみなされる事業者。

(2) 本市が設置し、かつ、本市の職員が直接運営する介護サービス事業所等。

(3) 令和6年度に本市から同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けようとする者又は受けている者。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、一の事業所につき、令和6年1月から令和6年8月までの間の任意の連続する3月の光熱費等の合計支出額から、令和3年同月の光熱費等の合計支出額を控除し4を乗じて得た金額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とし、別表サービス種別の欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表支援金額の欄に掲げる額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和3年7月以降に事業を開始したことにより支援金の額が算出できない場合にあっては、同項に規定する令和3年1月から令和3年8月までの間の任意の連続する3月の光熱費等の合計支出額は、令和6年同月の光熱費等に対し、月ごとに割戻率（総務省において作成する月平均の全国消費者物価指数に基づき光熱費等の種別ごとに市長が別に定める割合をいう。）を乗じて得た支出の推計額を合計した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、複数の事業所を同一の建物内で運営している場合にあっては、支援金の額が最も高い一の事業所についてのみ交付するものとする。

4 支援金の交付は、一の交付対象者につき、1回とする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、令和7年1月31日までに、介護サービス事業所等事業継続支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 支援金交付申請書兼実績報告書に記載された光熱費等の金額が確認できる書類又はその写し

(交付の条件)

第6条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 支援金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間は、市長から求めがあった場合は、支援金の交付に係る書類を提出しなければならないこと。

(2) 前号の書類を整理し支援金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

(交付の決定及び交付確定の通知)

第7条 市長は、支援金の交付を決定し、及び確定したときは、介護サービス事業所等事業継続支援金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第3号）により、支援金の交付をしないことを決定したときは介護サービス事業所等事業継続支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ支援金の交付を申請し、及び実績を報告した者に通知するものとする。

(交付の決定の取消しの通知)

第8条 市長は、規則第12条の規定により交付の決定の取消しを行ったときは、介護サービス事業所等事業継続支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により支援金の交付の決定及び確定を受けた者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第9条 支援金の交付の確定を受けた者が支援金を請求しようとするときは、第7条に規定する支援金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、請求書(様式第6号)に支援金の振込先となる金融機関名、支店名、口座番号、口座種別、口座名義人について確認できる通帳の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条、第4条関係）

類型	事業所の定員数	サービス種別 (介護予防サービスを含む)	支援金額
支援・相談系		居宅介護支援	100,000円
		福祉用具貸与・特定福祉用具販売	
訪問系		訪問介護	100,000円
		訪問入浴介護	
		訪問看護	
		訪問リハビリテーション	
通所系	20人以上	通所介護	250,000円
		通所リハビリテーション	
	20人未満	地域密着型通所介護	100,000円
		おでかけデイサービス	
認知症対応型通所介護			
複合系		小規模多機能型居宅介護	150,000円
短期入所系		短期入所生活介護	700,000円
		短期入所療養介護	
グループホーム		認知症対応型共同生活介護	300,000円
入所系		特別養護老人ホーム	2,000,000円
		介護老人保健施設	
		特定施設入居者生活介護施設	
その他		有料老人ホーム	300,000円
		サービス付き高齢者向け住宅	300,000円
		養護老人ホーム	2,000,000円
		生きがい活動支援通所事業	100,000円
		配食サービス	200,000円

備考 サービス種別の欄に掲げるサービス等は、それぞれ介護保険法、老人福祉法、高齢者の住居の安定確保に関する法律、島田市生きがい活動支援通所事業実施要綱及び島田市高齢者等配食サービス事業実施要綱に規定するものをいう

様式第1号（第5条関係）

介護サービス事業所等事業継続支援金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

島田市長

住 所 〒  
法 人 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

島田市介護サービス事業所等事業継続支援金の交付を受けたいので、添付書類を添えて下記のとおり申請し、及び実績を報告します。

記

1. 申請額 \_\_\_\_\_ 円

(注)「2. 申請額の内訳」の支援金額の合計額を記入してください。

2. 申請額の内訳

	類型	事業所の 定員数	サービス 種別	事業所名	住所	支援金額 (円)
①						
②						
③						
④						
⑤						

(注)

- 1 支援金額は、「光熱費等支出額内訳及び支援金額計算表」の「支援金額（申請金額）」を転記してください。
- 2 複数の事業所を同一の建物内で運営している場合は、支援金の額が最も高い一の事業所についてのみ記入してください。
- 3 事業所の定員数は、別表類型の欄の通所系に該当する場合に限り、令和6年11月1日時点の届出人数を記入してください。

3. 光熱費等の支出額（「2. 申請額の内訳」に対応する順に記入してください。）

- ①㊦令和6年1月から8月までの間の連続する3月の光熱費等の合計支出額  
（令和6年 月～ 月分） 円  
①令和3年における㊦と同じ月の光熱費等の合計支出額（推計額）  
（令和3年 月～ 月分） 円  
㊧光熱費等の3月分の増加額 ㊦－①＝ 円  
㊨光熱費等の年間換算分の増加額 ㊧×4＝ 円

- ②㊦令和6年1月から8月までの間の連続する3月の光熱費等の合計支出額  
（令和6年 月～ 月分） 円  
①令和3年における㊦と同じ月の光熱費等の合計支出額（推計額）  
（令和3年 月～ 月分） 円  
㊧光熱費等の3月分の増加額 ㊦－①＝ 円  
㊨光熱費等の年間換算分の増加額 ㊧×4＝ \_\_\_\_\_ 円

- ③㊦令和6年1月から8月までの間の連続する3月の光熱費等の合計支出額  
（令和6年 月～ 月分） 円  
①令和3年における㊦と同じ月の光熱費等の合計支出額（推計額）  
（令和3年 月～ 月分） 円  
㊧光熱費等の3月分の増加額 ㊦－①＝ 円  
㊨光熱費等の年間換算分の増加額 ㊧×4＝ \_\_\_\_\_ 円

- ④㊦令和6年1月から8月までの間の連続する3月の光熱費等の合計支出額  
（令和6年 月～ 月分） 円  
①令和3年における㊦と同じ月の光熱費等の合計支出額（推計額）  
（令和3年 月～ 月分） 円  
㊧光熱費等の3月分の増加額 ㊦－①＝ 円  
㊨光熱費等の年間換算分の増加額 ㊧×4＝ \_\_\_\_\_ 円

- ⑤㊦令和6年1月から8月までの間の連続する3月の光熱費等の合計支出額  
（令和6年 月～ 月分） 円  
①令和3年における㊦と同じ月の光熱費等の合計支出額（推計額）  
（令和3年 月～ 月分） 円  
㊧光熱費等の3月分の増加額 ㊦－①＝ 円  
㊨光熱費等の年間換算分の増加額 ㊧×4＝ \_\_\_\_\_ 円

4. 添付書類 誓約書（様式第2号）

5. 申請手続きに関する照会先：

・担当者氏名 \_\_\_\_\_ ・電話番号 \_\_\_\_\_

誓約書

島田市介護サービス事業所等事業継続支援金（以下「支援金」という。）申請にあたり、下記事項について誓約します。

記

1. 交付要綱に記載された事項を遵守し申請します。
2. 支援金の交付を受けたとき、当該支援金は介護サービス事業等を運営するために使用します。
3. 支援金の交付を受けた後も、介護サービス事業等の運営を継続します。
4. 支援金の交付に係る全ての手続きにおいて、事実と相違ありません。
5. 島田市から、確認・報告・是正・交付の取り消し・返還等の措置の求めがあった場合には、遅滞なくこれに応じます。

令和 年 月 日

島田市長

住 所 〒

法 人 名

代表者氏名




様式第3号（第7条関係）

介護サービス事業所等事業継続支援金交付決定通知書兼交付確定通知書

島健長第 号  
令和 年 月 日

様

島田市長 染谷 絹代 

令和 年 月 日付けで申請があった、島田市介護サービス事業所等事業継続支援金について、次のとおり交付を決定し、及び確定します。

記

1. 決定及び確定額 \_\_\_\_\_ 円

2. 交付の条件

島田市補助金等交付規則及び島田市介護サービス事業所等事業継続支援金交付要綱を遵守すること。




様式第4号（第7条関係）

介護サービス事業所等事業継続支援金不交付決定通知書

島健長第 号  
令和 年 月 日

様

島田市長 染谷 絹代 

令和 年 月 日付けで申請があった、島田市介護サービス事業所等事業継続支援金について、次のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記


1. 不交付の理由

様式第5号（第8条関係）

介護サービス事業所等事業継続支援金交付決定取消通知書

島健長第 号  
令和 年 月 日

様

島田市長 染谷 絹代 

令和 年 月 日付けで申請があった、島田市介護サービス事業所等事業継続支援金について、次のとおり交付決定を取り消しますので通知します。

記

1. 決定額 \_\_\_\_\_ 円

2. 取消額 \_\_\_\_\_ 円

3. 取消理由

請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日付け島健長第 \_\_\_\_ 号により島田市介護サービス事業所等事業継続支援金の交付の確定を受けた支援金として、上記のとおり請求します。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

島田市長

住 所 〒

法 人 名

代表者氏名

㊟

電 話 番 号

1. 振込先口座

口座振込先 金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 ( )	本店 支店 ( )
口座種別	普通 ・ 当座 ・ ( )	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※申請者（代表者氏名）と口座名義人が異なる場合は、委任状が必要です。

2. 添付書類 上記「1. 振込先口座」の内容が記載された通帳の写し